イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279

AB19　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0288

AB20　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0261

AB21　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0234

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252

AB22　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248

五　公園費　人口

算式

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=12}^{15} (C_n \times D_n)}{530\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279

AB19　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0297

AB20　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0243

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0266

AB21　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0234

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0257

AB22　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252

五　公園費　人口

算式

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=12}^{15} (C_n \times D_n)}{530\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、